

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年2月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200209号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2200016号

第1 結論

昭和61年4月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から平成3年3月まで

私は、大学を卒業した時(昭和61年3月)に、父から国民年金に加入するように勧められたため、昭和61年3月か遅くても同年4月にはA市役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料については、毎月欠かさず、金融機関の窓口で、納付書に現金を添えて納付していたと記憶しているが、国の記録では、当該期間の保険料が未納となっている。

請求期間の国民年金保険料に係る領収書は持っていないが、私は、保険料を納めるために国民年金に加入したので、加入直後からの5年間において1回も保険料を納めていないことはあり得ず、当該期間が未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学を卒業した昭和61年3月か遅くても同年4月にはA市役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、A市国民年金被保険者カードによると、i) 請求者が昭和61年4月1日に国民年金の第1号被保険者資格を取得した旨及びその事由欄に「学卒、平成3年4月10日届」の旨記載されていることが確認できること、ii) 請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号が付与された被保険者の資格取得に係る届出年月日が平成3年4月中であることが確認できることから、請求者の加入手続きが行われた時期は同年4月頃と推認され、請求者の主張する加入手続き時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、毎月欠かさず、金融機関の窓口で納付した旨主張しているが、前述の推認される加入手続き時期まで、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、納付書は発行されず、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に

別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、20歳になる前から現在まで同一市内に居住していた請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。